

事業認定申請図書等作成等仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、埼玉県県土整備部及び都市整備部の所掌する公共事業に必要な土地等の取得等に伴う事業認定申請図書、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書(以下「事業認定図書等」という。)の作成業務を委託する場合の一般仕様を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のない事項については、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとする。

2 特記仕様書は、この仕様書に優先する。

(事業認定図書等の作成業務の施行の原則)

第2条 受注者は、埼玉县委託契約約款(以下「約款」という。)及び仕様書等に準拠し、監督員に指示を受けて正確かつ誠実に事業認定図書等の作成業務を行うとともに、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続を迅速に処理しなければならない。
- 二 事業認定図書等の作成業務で知り得た権利者側の事情及び成果物の内容を他に漏らしてはならない。

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 監督員とは、発注者が事業認定図書等の作成業務の施行について監督し、又は指示する者として受注者に通知した職員をいう。
- 二 検査員とは、発注者が事業認定図書等の作成業務の成果物について検査し、又は指示する職員をいう。
- 三 指示とは、発注者側の発議により監督員又は検査員が受注者に対し、監督員又は検査員の所掌業務に関する方針、基準及び計画等を示して実施させることをいう。
- 四 現場責任者及び技術管理者とは、社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)第3条に掲げる補償関連部門において、同規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者で、約款第6条の規定により受注者が発注者に届け出た者をいう。

(指示及び疑義の解明)

第4条 受注者は、実施するに当たり、あらかじめ、現場責任者及び技術管理者の立会いのうえ、監督員の指示を受けなければならない。

2 受注者は、事業認定図書等の作成業務の実施上又は仕様書等に疑義が生じた場合は、現場責

任者及び技術管理者の立会のうえ、監督員の指示を受けなければならない。

(提出書類)

第5条 受注者は、次の各号に掲げる書類を監督員の指定する期日までに提出しなければならない。

- 一 現場責任者、技術管理者通知書
- 二 経歴書
- 三 委託業務工程表
- 四 その他の監督員が必要と認める書類

2 受注者は、事業認定図書等の作成業務が完了したときは、速やかに関係図書を点検整備し、必要な書類を整えて監督員を経て発注者に提出しなければならない。

(監督員の審査)

第6条 受注者は、事業認定図書等の作成業務の実施状況について監督員が審査を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、監督員が行う事業認定図書等の作成業務の実施状況の審査に現場責任者及び技術管理者を立ち合わせなければならない。

(検査)

第7条 受注者は、検査に現場責任者及び技術管理者を立ち合わせなければならない。

2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査員の指示に従わなければならない。

(成果物)

第8条 受注者は、別記成果物一覧表に掲げる成果物等を提出しなければならない。

2 受注者は、発注者が必要と認めたものについては、監督員の指示により前項に定める成果物等の提出に先立って、仮提出をしなければならない。

第2章 事業認定図書等の作成業務

(業務従事者の資格)

第9条 受注者は、現場責任者又は技術管理者の管理の下に、事業認定図書等の作成に従事する者(補助者を除く。)として、公共用地取得実務経験者等を当てなければならない。ただし、監督員が、これと同等の知識及び能力を有する者と認めたものについては、これをもって足りる。

(事業認定申請図書等の作成)

第10条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号、以下「法」という。)第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類(関係機関への意見照会書類を含む。)並びにこれに関連する参考資料の作成をいうものとする。

2 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料の作成をいうものとする。

3 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料の作成をいうものとする。

(事業認定申請図書等作成要領)

第11条 受注者、事業認定申請図書等の作成を行うに当たっては、本章に定めるもののほか、別に定める事業認定申請書添付図書等作成要領によるものとする。

(事業認定図書作成の区分)

第12条 事業認定申請図書の作成は、次の区分により行うものとする。

一 発注者が、事業認定庁に対する事前協議を行うための協議用資料(事業認定申請図書(案))の作成

二 事業認定庁との事前協議の完了に伴う本申請図書の作成

(事業認定申請の範囲の検討)

第13条 受注者は、発注者の提供する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業の事業認定申請の範囲の検討を行わなければならない。

2 前項による事業認定申請の範囲の検討をしたときは、監督員と協議して、その範囲を決定するものとする。

(協議用資料及び添付書類の作成方法)

第14条 受注者は、協議用資料(事業認定申請図書(案))及び添付書類の作成に当たっては、法第18条並びに法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第2条及び第3条の規定に定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件のすべてに該当する事項の記載を行わなければならない。

2 受注者は、協議用資料、添付書類のほか必要と認められる参考資料等の整備及び作成を行わなければならない。

(協議用資料及び添付書類の提出)

第15条 受注者は、前条の協議用資料及び添付書類の作成が完了したとき、速やかに監督員に該当成果物を提出し、監督員が指示したときは、その指示に従わなければならない。

(本申請図書の作成)

第16条 受注者は、事前協議の完了に伴う本申請図書の作成を行うに当たっては、監督員の指示によって、協議用資料、添付書類の補修を行うとともに補足資料等の整備及び作成を行わなければならない。

(本申請図書の提出)

第17条 受注者は、前項の本申請図書の作成が完了したときは、速やかに監督員に当該成果物を提出し、監督員が指示したときは、その指示に従わなければならない。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第18条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成が完了したときは、速やかに監督員に当該成果物を提出し、監督員が指示したときは、その指示に従わなければならない。

第3章 検証

(検証)

第19条 受注者は、委託に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証(受注者が、委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示にしたがって成果物が完成しているかどうか点検及び補修することをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

第4章 業務実績データの登録

(業務実績データの作成・登録)

第20条 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、登録内容の訂正時は訂正後10日以内(いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日(この条において「休日」という。)を除く)に(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が休日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

別記

成果物一覧表

業 務 区 分	成果物の名称	規 格 等	備 考
事業認定図書の作成	業 務 認 定 申 請 書 事 業 計 画 書 起 業 地 位 置 図 起 業 地 表 示 図 及 び 事 業 計 画 表 示 図 起 業 地 選 定 図 法 第 4 条 地 表 示 図 法 令 制 限 地 調 書 法 第 4 条 地 に 関 す る 意 見 照 会 書 (案) 及 び 表 示 図 法 令 制 限 地 に 関 す る 意 見 照 会 書 (案) 及 び 表 示 図 許 認 可 に 関 す る 意 見 照 会 書 (案) 及 び 表 示 図 関 連 事 業 に 関 す る 意 見 照 会 書 (案) 及 び 表 示 図 参 考 資 料		
裁 決 申 請 書 及 び 明 渡 裁 決 申 立 図 書 の 作 成	土 地 調 書 及 び 添 付 図 面 裁 決 申 請 書 及 び 添 付 図 面 前 提 登 記 嘱 託 書 物 件 調 書 及 び 添 付 図 面 明 渡 裁 決 申 立 書 事 業 認 定 申 請 書 及 び 添 付 図 面 の 写 し 都 市 計 画 認 可 及 び 添 付 図 面 の 写 し		